

令和7年度介護ロボット等導入支援事業業務委託仕様書

1 事業の概要

受注者は、市内介護事業所に対して、介護ロボットの普及・啓発を進め、介護ロボット導入による業務効率化につなげることを目的とする。

さらに事業を通じて使用効果を検証し、情報を収集するとともに、その効果を共有・発信することで、より効果的な支援とする。

これにより介護従事者の介護負担軽減を図り、人材の確保とより一層の定着を推進することを目的とする。

2 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 対象とする事業所

川崎市内介護保険サービス事業所

4 本事業における介護ロボットの定義

(1) 次の全ての要件を満たすものをいう

ア 日常生活支援における①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護負担軽減効果のある介護ロボットであること。

イ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

5 業務内容

本業務では次の(1)～(3)の事業を行うにあたり、本業務の実施体制、実施スケジュール、事故発生時の対応等を記載した業務計画書を作成し、本市が指定する期日までにあらかじめ提出し、承認を得ること。

(1) 介護ロボットのレンタル

事業所に応じた期間において介護ロボットの導入に向けて効果等を確認できるようレンタル等を行う。

ア レンタルの申し出があった介護事業所の介護ロボット導入の目的や課題等を把握の上、課題を解決するためのロボット等の選定を行い、介護ロボットの搬入からレンタル終了までのフォローを含め必要な調整を行うこと。

イ アにおいて選定したロボットが、取扱にない場合は、取扱業者と調整し機器を準備すること。

(2) 研修の実施

ア 対象

市内介護保険サービス事業所の職員

イ 募集

募集に当たっては、市内介護保険サービス事業所に広く募集をかけ、積極的な広

報を行うこと。

ウ 研修内容等に関する要件

参加者自らが業務上の課題や問題を発見し、業務改善や職員の負担軽減等について考えてもらい、改善策の1つとして介護ロボット等の使用効果や情報を紹介するなど、介護ロボット等導入に資する研修を実施すること。

エ スケジュール等

事業所の研修出席による負担を最大限配慮して、受講しやすいスケジュールを組むこととし、年1回以上開催すること。

(3) 既存補助金の紹介等、介護ロボットの購入に係る各種支援

レンタルを行った事業所が、介護ロボットの導入を行う際、各種補助事業の紹介を行い、申請に関する支援を行うなど、購入の際に必要な支援を行うこと。

6 レンタルの流れ

- (1) 市内介護事業所からレンタルの申請を受け付ける。
- (2) 介護事業所の状況を把握し、レンタル機器の選定を行う。
- (3) レンタル対象機器を市内事業所へ搬入する。
- (4) 事業所からの保守依頼や相談があればその都度対応する。
- (5) 返却後、事業所から仕様の効果や要望等について報告書を提出させる。

7 運営方法

本事業において、運営に必要な設備、経費は全て受託者において準備すること。

(1) 電話窓口の設置

受託者は、利用事業者のための相談受付窓口を設置すること。

(2) 業務時間

基本業務時間は原則平日8:30~17:15までとする。

ただし、時間外、土日や夜間の対応については本市と協議を行い、必要に応じて業務を行うこと。

8 その他

- (1) 本事業の内容は、この「令和7年度介護ロボット等導入支援事業業務委託仕様書」のほか、受注者が発注者に提出した「企画提案書」に基づくものとする。
- (2) 市が行う介護人材の確保・定着にかかる取組について、情報連携を図り、互いの事業の推進に繋がるよう取り組むこと。
- (3) かわさき基準(KIS)認証福祉製品に係る取組と連携して事業を行う場合があるため、必要に応じて調整、情報共有等を行うこと。